

## 2 法人市民税

法人市民税は、市内に事務所や事業所がある法人に対して、個人の市民税と同様に均等割と、法人の所得に応じて課される法人税額をもとに課する法人税割を合算して算出します。課税のしくみは次のようになります。

なお、横浜市では、市域の緑の減少に歯止めをかけ、緑豊かなまち横浜を次世代に継承するために「横浜みどりアップ計画」の新規・拡充施策に取り組んでおり、そのための財源の一部として平成21年度から「横浜みどり税」を実施しています。

法人市民税では、法人市民税均等割に標準税率の9%相当額を上乗せする形で、ご負担をお願いしています(横浜みどり税について⇒26～28 ページ)。

### 1 納税義務者

法人市民税の納税義務者及び均等割と法人税割を負担する関係は次のようになります。

納税義務者		均等割額	法人税割額
①	市内に事務所や事業所がある法人(※1)	課税	課税
②	市内に事務所や事業所はないが、寮、保養所等がある法人	課税	非課税
③	市内に事務所や事業所がある法人課税信託の受託者(※2)	非課税	課税

※1 人格のない社団等(収益事業を行うもの)を含みます。

※2 受託者が法人の場合は、表中①とは別に信託財産に課税された法人税にかかる納税義務が生じます。

### 2 均等割

均等割は資本金等の額と従業者数により次のとおり判定します。

平成21年4月1日から令和11年3月31日までの間に開始する事業年度分の均等割に対しては、横浜みどり税として均等割額の標準税率(年額)に9%相当額が上乗せになります。

なお、平成26年4月1日以後に開始する事業年度からは、法人税割が課税されない法人を含むすべての法人に、横浜みどり税をご負担いただいています。

資本金等の額による法人等の区分	均等割額(年額)			
	★横浜みどり税を含む税率		標準税率	
	従業者数50人超	従業者数50人以下	従業者数50人超	従業者数50人以下
資本金等の額がないものとみなされる法人※	54,500円	54,500円	50,000円	50,000円
1千万円以下の法人	130,800円	54,500円	120,000円	50,000円
1千万円を超え1億円以下の法人	163,500円	141,700円	150,000円	130,000円
1億円を超え10億円以下の法人	436,000円	174,400円	400,000円	160,000円
10億円を超え50億円以下の法人	1,907,500円	446,900円	1,750,000円	410,000円
50億円を超える法人	3,270,000円		3,000,000円	

- 市内の複数の区に事務所等がある場合…(各区内の)従業者数に応じ区ごとに判定した均等割額を合算
- 同一区内に複数の事務所等がある場合…従業者数を合算して均等割額を判定

※以下の4項目いずれかに該当する法人等

- 1 公共法人及び公益法人等のうち、均等割を課することのできないもの以外のもの(独立行政法人で収益事業を行うものを除く。)
- 2 人格のない社団等
- 3 一般社団法人及び一般財団法人で、非営利型法人に該当しないもの
- 4 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの

### 3 法人税割

法人税割額は、

【課税標準 × 税率 - 税額控除】

によって求めます。

課税標準は、法人税額から控除額等を加減算した額となります。税率は右図のとおりです(令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用される税率です。それ以前に開始する事業年度は適用される税率が異なります。)

法人の資本金の額又は出資金の額	税率
10億円以上の法人 又は法人課税信託の受託者	8.4%
5億円以上10億円未満の法人	7.2%
5億円未満の法人	6.0%

横浜市と他の市町村に事務所等を設けている法人は、市町村ごとの従業者数であん分した【分割課税標準】を算出し、これを基に法人税割額を計算し納めることになります。

分割課税標準は、 $(\text{課税標準} \div \text{全従業者数}) \times \text{横浜市分の従業者数}$  によって求めます。

### 4 申告と納付

法人が各々定める事業年度終了の日の翌日から2か月以内に法人が自ら税額を計算し、申告してその税額を納めます。

- 申告書・設立開設届等提出先：総務局法人課税課法人市民税担当
- 収 納 業 務：主たる事務所の所在する区の区役所
- 法人市民税の納税証明の発行：主たる事務所の所在する区の区役所、行政サービスコーナー

☆ 法人市民税申告書・納付書等をダウンロードすることができます！

一部を除く申告書の様式・手引きについては、ウェブページからダウンロードできます。

横浜市 法人市民税 様式

☆ 法人市民税の申告・納税はインターネットでもできます！

eLTAX

eLTAXを利用して、法人市民税の「申告書」等について電子申告での受付を行っています。詳しい申告の方法は、eLTAX ウェブページをご覧ください。

また、法人市民税は地方税共通納税システムもご利用いただけます。複数の地方公共団体へ一括して電子納税が可能ですので、ぜひご利用ください。

※ 電子申告での申告書の「提出先」は「主たる事務所のある区」を選択してください。

例：「主たる事務所のある区」が中区の場合は、「(中区分) 横浜市法人課税課」を選択してください。

#### 法人市民税の超過課税は快適なまちづくりに役立っています！

<均等割（横浜みどり税）>

本市では、平成21年4月1日から令和11年3月31日までの間に開始する事業年度分の均等割に対しては、横浜みどり税として年間均等割額の9%相当額を上乗せした額を納めていただいております。

市域の緑の減少に歯止めをかけ、緑豊かなまち横浜を次世代に継承することを目的とした横浜みどりアップ計画の推進のための重要な財源の一部として活用しています(横浜みどり税の詳細については、次ページをご覧ください。)

◆令和8年度均等割超過課税分の実収見込額：11億円

<法人税割>

本市では、資本金5億円以上の法人について、標準税率を超えた税率により課税した額を納めていただいております。主要な道路などの都市基盤整備のための貴重な財源として活用しています。

◆令和8年度法人税割超過課税分の実収見込額：86億円